

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和6年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
日立支局	日立市久慈町
日立支局	日立市諏訪町
常陸太田支局	常陸太田市小妻町
常陸太田支局	常陸大宮市西野内
龍ヶ崎支局	稲敷市桑山
下妻支局	坂東市神田山
取手出張所	つくばみらい市東櫛戸
取手出張所	つくばみらい市西丸山
取手出張所	つくばみらい市下長沼
筑西出張所	筑西市飯島
筑西出張所	筑西市西方